

## 平成22年稲敷市農業委員会第6回総会

〔6月25日〕

- 
- 日程1 会議録署名委員の指名について  
日程2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について  
日程3 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知について  
日程4 報告第3号 民事執行法等による農地等の売却に伴う現況照会について  
日程5 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について  
日程6 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する進達意見決定について  
日程7 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について  
日程8 議案第4号 農地改良協議に対する同意について  
日程9 議案第5号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）
- 

### 本日の会議に付した事件

- 日程1 会議録署名委員の指名について  
日程2 報告第1号  
日程3 報告第2号  
日程4 報告第3号  
日程5 議案第1号  
日程6 議案第2号  
日程7 議案第3号  
日程8 議案第4号  
日程9 議案第5号
- 

### 出席委員

1番	井戸賀 吉 男 君	18番	宮 本 善 助 君
2番	沖野谷 秀 雄 君	19番	村 山 文 雄 君
3番	飯 塚 幸 一 君	20番	坂 本 一 雄 君
4番	千 勝 忠 君	21番	山 田 重 一 君
5番	保 科 進 君	22番	秋 本 精 一 君
6番	川 島 昇 君	23番	横 田 裕 康 君

7番	高須一郎君	24番	加納昭君
8番	篠崎惣壽君	25番	松本文雄君
9番	栗山文雄君	26番	沼崎享君
10番	濱田昭一君	27番	濱田孟君
12番	横田悌次君	28番	青宿昌夫君
13番	内埜新也君	29番	鈴木重義君
14番	野口隆雄君	30番	黒田久良之進君
15番	篠崎文夫君	31番	高城貞雄君
16番	古澤真和君	32番	根本卓明君
17番	澤邊雅之君		

---

#### 欠席委員

11番 吉岡一仁君

---

#### 出席説明員

農業委員会事務局長	内田和雄君
農業委員会事務局長補佐	永長妥啓君
農業委員会事務局係長	小更礼子君
農業委員会事務局係長	井戸賀輝行君

- 
- 会長（加納 昭君） 諸般の報告
- 5月25日（火） 農地転用許可基準改正研修会  
於 稲敷市役所東庁舎  
出席者 全農業委員
- 5月27日（木） 全国農業委員会会長大会  
於 東京都「日比谷公会堂」  
出席者 加納会長、内田事務局長
- 6月1日（火） 稲敷地域農業改良普及事業推進協議会総会  
於 稲敷合同庁舎  
出席者 加納会長
- 6月16日（水） 茨城県農業会議第357回常任会議員会議  
於 茨城県市町村会館  
出席者 加納会長
- 6月24日（木） 稲敷市農業振興地域整備促進協議会  
於 稲敷市役所東庁舎  
出席者 加納会長
- 

午後 3時05分開会

○農業委員会事務局長（内田和雄君） それでは、ただいまから平成22年6月の稲敷市農業委員会総会を開会させていただきます。

これからの議事進行につきましては、稲敷市農業委員会会議規則第3条の規定により、会長が議長となり議事進行いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（加納 昭君） それでは、議長を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

本日の出席委員は31名です。欠席委員は、11番、吉岡委員の1名であります。

よって、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により定足数に達しておりますので、本会議は成立いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

---

#### 日程1 会議録署名委員の指名について

○議長（加納 昭君） 最初に、会議録署名人の指名を行います。

お諮りいたします。

署名人の指名については、議長一任で異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） 異議なしということでございますので、本日の会議録署名人は30番、黒田委員、1番、井戸賀委員、兩名を指名いたします。

---

日程2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について

○議長（加納 昭君） それでは、審議に入ります。

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

内田事務局長。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） それでは、1ページをお開き願います。

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出についてでございます。

受理番号1番、駒塚字香取谷ほか11地区、田12筆、畑13筆、計25筆、面積が2万5,499.61平方メートルについてでございますが、平成15年8月27日、被相続人の死亡により取得したものでございます。権利の取得者は、現在自作地として耕作しており、農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。

2ページをお開き願います。

受理番号2番、鳩崎字穴井田ほか2地区、田6筆、畑2筆、計8筆、1万76平方メートルについてでございますが、平成19年8月16日、被相続人の死亡により取得したものでございます。権利の取得者は、現在自作地として耕作をしており、農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。

よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これは報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

---

日程3 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知について

○議長（加納 昭君） では、続きまして、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

内田事務局長。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） それでは、3ページをお開き願います。

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知についてでございます。

賃貸借権の合意解約3件でございます。

受理番号1番、押砂字下野ほか2地区、田4筆、計6,952平方メートルについてでございますが、賃貸人の要望により合意解約をするものでございます。

受理番号2番、阿波崎字遊子、畑1筆、1,666平方メートルについてでございますが、賃借人が体調不良のため耕作できないので合意解約をするものでございます。

受理番号3番、古渡字内浦、田1筆、4,958平方メートルについてでございますが、賃借人の要望により合意解約をするものでございます。

よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） またこれも報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願ひいたします。

---

#### 日程4 報告第3号 民事執行法等による農地等の売却に伴う現況照会について

○議長（加納 昭君） では、続きまして、報告第3号 民事執行法等による農地等の売却に伴う現況照会についてを議題といたします。

事務局より報告願ひます。

内田事務局長。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） 4ページをお開き願ひます。

報告第3号 民事執行法等による農地等の売却に伴う現況照会についてでございます。

受理番号1番、稲敷市納税課より現況照会がありました本新、田1筆、9,031平方メートルについてでございますが、5月21日、担当委員と事務局で現地調査を行いました。調査の結果、申請地は農地法の農地に該当いたしますので、買受適格証明願を要する旨報告をいたしました。

受理番号2番、稲敷市納税課より現況照会がありました下君山字戸崎ほか8地区、田2筆、畑15筆、計17筆、7,124平方メートルについてでございますが、5月20日、担当委員と事務局で現地調査を行いました。調査の結果、申請地は農地法の農地に該当いたしますので、買受適格証明願を要する旨報告をいたしました。

よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これはまた報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願ひいたします。

---

#### 日程5 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

○議長（加納 昭君） 続きまして、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題といたします。

事務局より説明願ひます。

内田事務局長。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） それでは、6ページをお開きください。

議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてでございます。売買4件、贈与1件、交換2件、使用貸借権設定2件でございます。

受理番号1番、中山字大久保、畑1筆、458平方メートルについてでございますが、渡人は相続により取得しましたが、耕作ができないため譲渡するものでございます。受人は農業経営規模拡大を目的に取得するもので、取得後は豆類を作付する予定でございます。受人の経営面積は835アールで、農作業従事日数は250日でございます。担当委員の調査の結果につきましては問題ないものであります。

受理番号2番、中山字中山、畑1筆、684平方メートルについてでございますが、渡人は同じく相続により取得しましたが、耕作ができないため譲渡するものでございます。受人は農業経営規模拡大を目的に取得するもので、取得後は豆類を作付する予定です。受人の経営面積は259アールで、農作業従事日数は200日でございます。担当委員の調査の結果は問題ないものでございます。

受理番号3番、中山字丑新田ほか3地区、田5筆、計7,194平方メートルについてでございますが、渡人は相続により取得しましたが、耕作できないため譲渡するものでございます。受人は農業経営規模拡大を目的に取得するもので、取得後は水稻を作付する予定でございます。受人の経営面積は129アールで、農作業従事日数は200日でございます。担当委員の調査の結果は問題ないものでございます。

受理番号4番、須賀津字須賀津、田1筆、707平方メートルについてでございますが、渡人は受人の要望により譲渡するものでございます。受人は自作地に隣接していまして耕作に便利のため取得するものでございます。受人の経営面積は249アールで、農作業従事日数は250日でございます。担当委員の調査の結果は問題ないものでございます。

7ページをお開き願います。

受理番号5番、鳩崎字野原、田1筆、544平方メートルについてでございますが、渡人は農業経営規模を縮小するもので、耕作を委託している受入へ贈与するものでございます。受入は耕作を受託している申請地を受贈するものでございます。受入の経営面積は604アールで、農作業従事日数は250日でございます。担当委員の調査の結果は問題ないものであります。

次に、受理番号6番、市崎字半田、畑1筆、1,176平方メートル、それと受理番号7番、市崎字半田、畑1筆、1,143平方メートルについてでございますが、昭和27年9月18日付で土地の売買を行った際に現地と異なる位置で誤って登記をしたもので、当時の原因証明情報が残っていないため根拠が定かでないということで、交換により登記を変更するものでございます。受理番号6番、7番とも、担当委員の調査の結果は問題ないものであります。

受理番号8番、成渡字鎌沼ほか2地区、田9筆、地目が宅地の2筆につきましては、現

況は豚舎の跡地で農地として利用しているため農地台帳地目は田となっているものでございます。面積合計が2万629.26平方メートルでございますが、後継者に移譲するものでございます。担当委員の調査の結果は問題ないものであります。

8ページをお開き願います。

受理番号9番、戊渡字鎌沼ほか1地区、田3筆、計5,547.49平方メートルについてでございますが、持ち分を後継者に移譲するものでございます。

担当委員の調査の結果は問題ないものでございます。

以上、議案第1号の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。

では、受理番号1番を高城委員より説明願います。

○31番（高城貞雄君） 31番、高城です。

受理番号1番について説明いたします。

受人にこの間行き会ってきたら、事務局の言うとおりの、大丈夫と思いますが、審議のほどよろしく願います。

○議長（加納 昭君） では、受理番号2番、3番を沼崎委員より報告願います。

○26番（沼崎 享君） 26番、沼崎です。

受理番号2番、3番について説明いたします。

渡人には電話で確認しました。また、受人には直接行って確認してまいりました。先ほど局長の話では農業従事日数200日ということでありましたが、そんなに農業をやっていますかと聞いたら、いや、100日ぐらいしかやってないということでもありますけれども、いずれもいろいろな作付利用計画をいたしておりまして、問題ないと思います。よろしく願います。

○議長（加納 昭君） では、受理番号4番を高須委員より報告願います。

○7番（高須一郎君） 7番、高須です。

6月17日、双方ともお会いして確認してまいりました。先ほど申しましたように、同じ集落の方でしょっちゅうお会いして、事務局の説明のとおり、間違いありません。よろしく願います。

○議長（加納 昭君） では、受理番号5番を宮本委員、願います。

○18番（宮本善助君） 18番、宮本です。

21日に受人にお会いしましていろいろ事情を聞いてまいりました。昨年も自分のほうで小作ということで、田んぼも自宅に隣接しているということで、先ほどの事務局の説明どおり、間違いのないと思いますので、よろしく願います。

○議長（加納 昭君） では、受理番号6番を横田委員より、報告願います。

○12番（横田悌次君） 12番、横田です。

先ほどの事務局の説明どおり、受理番号6番と7番と2つに分かれていますけれども、お互いに土地の所有権を交換するというので、書類等整っています。お願いします。

○議長（加納 昭君） では、受理番号7番を飯塚委員、お願いします。

○3番（飯塚幸一君） 3番、飯塚です。

受理番号7番ですけれども、当人にお会いしましてお話を伺ってまいりました。事務局の説明どおり間違いのないと思います。よろしく願いいたします。

○議長（加納 昭君） では、受理番号8番、9番を千勝委員よりお願いします。

○4番（千勝 忠君） 4番、千勝です。

受理番号8番、9番、この間20日に聞いてまいりましたが、事務局の説明どおりで間違いございませんので、よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これで調査委員の調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてを採決いたします。

本案は申請のとおり許可決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、申請のとおり許可することに決定いたします。

---

#### 日程6 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する進達意見決定について

○議長（加納 昭君） では、続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する進達意見決定についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

内田事務局長。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） それでは、9ページをお開き願います。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する進達意見決定についてでございます。

受理番号1番、飯出字岡、畑1筆、860.92平方メートルについてでございますが、工事の内容変更のため期間を延長したいとするものでございます。変更前の期間、2010年8月16日までを、2010年12月31日までと変更するものでございます。



6月23日、調査委員と事務局で申請内容の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果は問題ないものであります。

以上、議案第2号の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） 今、事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。

○29番（鈴木重義君） 29番、鈴木です。

受理番号1について報告します。

6月23日、井戸賀委員さん、それから、事務局2名で現地確認しましたところ、ただいま事務局から説明のあったとおり間違いありませんので、よろしくお願ひします。

○議長（加納 昭君） これで調査委員の調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する進達意見決定についてを採決します。

本案は申請のとおり許可相当として意見進達することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、本案は申請のとおり許可相当として意見進達することに決定いたしました。

---

#### 日程7 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について

○議長（加納 昭君） では、続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

内田事務局長。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） それでは、10ページをお開き願ひします。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定についてでございます。

受理番号1番、神宮寺字外馬場ほか1地区、畑2筆、計935平方メートルについてでございますが、駐車場用地として使用したいとするものでございます。賃貸借権を設定する会社は鋼板を溶断して販売する会社で、工場の鋼板入出荷時の大型トラックの出入りのと

きの大型トラックの回転広場並びに一時待機駐車場として、砕石を敷き使用するものでございます。申請地は県道江戸崎・神崎線に隣接し、未線引き都市計画区域で、農振農用地区域外であり、土地改良区区域外でございます。また、排水処理、雨水につきましては宅内処理により処理をするものでございます。農地区分は農業公共投資の対象となっていない小規模の地区内の農地であることから、第二種農地で判断をいたしました。6月23日に調査委員と事務局で申請内容の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果は問題のないものでございます。

受理番号2番、浮島字越地、畑1筆、282平方メートルについてでございますが、資材置き場用地として使用したいとするものでございます。賃貸借権を設定する会社は建築工事の鉄筋加工を主に行っており、代表者の自宅は申請地に近い場所にあります。資材置き場の確保につきましては、工事で材料不足にならないように必要推定量より多く発注する必要がある、そのため保管場所が必要になるものでございます。また、盗難に遭わないように、自宅に近い場所にフェンスを設置して保管をするものでございます。

この申請地は未線引き都市計画区域で、農振農用地区域外であり、土地改良区域外でございます。また、排水処理、雨水につきましては宅内処理により処理するものでございます。農地区分につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の区域内的の農地であることから、第二種農地として判断をいたしました。6月23日に調査委員と事務局で申請内容の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果は問題ないものであります。

受理番号3番、幸田字下り町、田1筆、499平方メートルについてでございますが、世帯を分離して専用住宅用地として使用したいとするものでございます。受人は現在妻の祖父が建てた物置兼車庫を改築しまして現住所に居住していますが、3人の子供も大きくなり、部屋数も足りないため、現住所に近い妻の父名義の申請地を使用貸借し、木造瓦葺き2階建て182.18平方メートルの住宅を建築するものでございます。申請地は未線引き都市計画区域で、農振農用地区域外であり、平成5年10月7日付で土地改良区の区域より除外されているものでございます。また、排水処理、雨水につきましては宅内処理により処理するもので、汚水につきましては公共下水道管に接続し処理するものでございます。農地区分は第一種農地で判断いたしました。6月23日、担当委員と事務局で申請内容の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果は問題ないものでございます。

次に、受理番号4番、阿波字障子の間、田1筆、36平方メートルについてでございますが、平成21年12月16日付で許可を得て住宅を新築しましたが、敷地の境界線を間違えて建築し、申請地に建物の一部が出てしまったため、申請地部分を住宅敷地に加え、使用したいとするものでございます。

許可地498平方メートルに36平方メートルを加えまして、534平方メートルとなるものでございます。申請地は未線引き都市計画区域で農振農用地区域外であり、土地改良区区域外でございます。農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の区域内的の農地で

あることから、第二種農地で判断をいたしました。

6月23日、担当委員と事務局で申請内容の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果は問題ないものでございます。

受理番号5番、犬塚字荒野原、畑2筆、1,914.93平方メートルについてでございますが、建設機材展示場及び一時保管所として造成工事に伴う進入道路のため、一時転用して使用したいとすることでございます。転用の期間は許可日から1年間でございます。造成工事につきましては、地目が山林で、区域面積は4万8,412.98平方メートルでございます。現在、茨城県土砂等による土地の埋め立て等の規制に関する事前協議要綱の規定により関係機関で協議を行っているものでございます。申請地は市街化調整区域内で、農振農用地区域外であり、土地改良区区域外でございます。6月23日、担当委員と事務局で申請内容の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果は問題ないものでございます。

以上、議案第3号の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。

○22番（秋本精一君） 22番、秋本です。

受理番号1番と4番の調査報告をします。

23日に事務局と調査委員で確認しましたところ、ただいまの事務局の説明どおりであり、問題ないと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（加納 昭君） では、受理番号2番をお願いします。

○27番（濱田 孟君） 27番、濱田です。

受理番号2番について報告いたします。

去る23日、事務局、山田委員で現地を確認いたしました結果、事務局の説明どおり間違いありませんので、よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（加納 昭君） では、受理番号3番をお願いします。

○2番（沖野谷秀雄君） 2番、沖野谷です。

受理番号3番についてご説明申し上げます。

先日23日に、飯塚委員と私と事務局2名で現地調査をいたしましたけれども、事務局の報告どおりでございます。問題ないと思っておりますので、審議をよろしくをお願いいたします。

○議長（加納 昭君） では、受理番号5番、お願いします。

○12番（横田悌次君） 12番、横田です。

受理番号5番の説明をします。

23日に栗山委員と事務局とで現地確認をいたしました。事務局の説明どおりでございますので、よろしく申し上げます。

○議長（加納 昭君） これで調査委員の調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めます。

質疑ありませんか。

○19番（村山文雄君） 19番、村山です。

受理番号5番について質問があります。事務局長が許可日から1年間という期間でしたが、これはいつから許可されていつまでやるのかわからない。許可日から1年間ということは、許可にならなかった場合はやらないということ、そういうふうに解釈していいのか。許可しても、ほかの残土条例とかあるわけで、そっちのほうはクリアしているのかどうかお伺いします。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） この許可日というのは、茨城県の土砂等による土地の埋め立てによる規制の協議の許可後のことを言っていますので、進入道路の農業委員会のほうの許可からではなくて、開発の許可からということです。

○19番（村山文雄君） ありがとうございます。そうすると土砂、盛り土というか、そういう許可されてから1年間ということ、その解釈でよろしいでしょうか。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） はい。

○19番（村山文雄君） わかりました。

○議長（加納 昭君） そのほか何か質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） では、質疑なしということで、質疑を終了いたします。

これより議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定についてを採決します。

本案は申請のとおり許可相当として意見進達することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、本案は申請のとおり許可相当として意見進達することに決定いたしました。

---

#### 日程8 議案第4号 農地改良協議に対する同意について

○議長（加納 昭君） では、続きまして、議案第4号 農地改良協議に対する同意についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

内田事務局長。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） それでは、11ページをお開き願います。

議案第4号 農地改良協議に対する同意についてでございます。

平成22年5月26日受理の農地改良協議についてでございますが、申請地は隣接道路より85センチから88センチ低く、用水設備等が未整備であるため、現状より1メートル盛り土しまして田畑転換をするものでございます。埋め立ての用土はつくば市大曾根地区の山砂

を使用しまして、埋め立て土量は240立方メートルでございます。6月23日、担当委員と事務局で申請内容の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果は問題ないものであります。

続きまして、平成22年6月11日受理の農地改良協議についてでございますが、申請地に隣接している土地に居宅を建築する際40センチ盛り土しましたが、隣接している申請地も同じ現状より40センチ盛り土し、田畑転換するものでございます。埋め立ての土量は上根本字原地区の山砂を使用し、埋め立て土量は80立方メートルでございます。6月23日、担当委員と事務局で申請内容の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果問題ないものでございます。

以上、議案第4号の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） 事務局の説明でございましたが、これより質疑を認めます。  
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより議案第4号 農地改良協議に対する同意についてを採決します。

本案は申請のとおり同意することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、本案は申請のとおり同意することに決定いたします。

---

#### 日程9 議案第5号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）

○議長（加納 昭君） では、続きまして、議案第5号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）を議題といたします。

なお、議事参与の制限に該当する案件がありますので、事務局は受理番号4番から8番を除いて説明をお願いいたします。

内田事務局長。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） 12ページをお開き願います。

議案第5号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）についてでございます。

再設定3件、3万2,346平方メートル、新規設定5件、2万9,812平方メートルでございます。

受理番号1番、2番の設定を受ける者は認定農業者で、経営面積は863アール、農作業従事日数は250日でございます。

受理番号1番、西代字南田ほか1地区、田3筆、計9,783平方メートルについてでございますが、再設定で利用目的、稲、期間10年、小作料10アール当たり玄米2.5俵でございます。

受理番号2番、西代字北田ほか1地区、田5筆、計1万1,941平方メートルについてでございますが、再設定で利用目的稲、期間10年、小作料10アール当たり玄米2.5俵でございます。

受理番号3番、下根本字上谷原、田6筆、計1万622平方メートルについてでございますが、再設定で、利用目的、稲、期間6年、小作料、10アール当たり玄米2俵でございます。設定を受ける者は認定農業者で、経営面積は309アール、農作業従事日数は100日でございます。

以上、受理番号1番から3番の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） これで説明を終了いたします。

これより質疑を認めます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより受理番号1番から3番の稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）を採決いたします。

本案は申請のとおり意見決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、本案は申請のとおり意見決定いたしました。

では、続きまして、受理番号4番から7番の審議についてでございますが、農業委員会等に関する法律第24条の議事参与の制限規定に2番、沖野谷委員が該当しますので、沖野谷委員の退室を求めます。

（沖野谷秀雄委員 退席）

○議長（加納 昭君） それでは、ただいま2番、沖野谷委員が退室しましたので、審議を始めます。

事務局の説明をお願いいたします。

内田事務局長。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） 12ページをお開き願います。

利用権設定、受理番号4番から7番についてでございます。

受理番号4番から7番の設定を受ける者は認定農業者で、経営面積は402アール、農作業従事日数は200日でございます。

受理番号4番、脇川字新田、田2筆、計1,340平方メートルについてでございますが、

新規設定で、利用目的、稲、期間6年、小作料、10アール当たり玄米2.5俵でございます。

受理番号5番、脇川字新田、田5筆、計4,529平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的、稲、期間6年、小作料、10アール当たり玄米2.5俵でございます。13ページをお開き願います。

受理番号6番、橋向字立野ほか2地区、田6筆、計7,340平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的、稲、期間6年、小作料、10アール当たり玄米2.5俵でございます。

受理番号7番、脇川字本田、田5筆、計9,794平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的、稲、期間6年、小作料10アール当たり玄米2.5俵でございます。

以上、受理番号4番から7番の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これで説明を終了いたします。

それでは、これより質疑を認めます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより受理番号4番から7番の稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）を採決いたします。

本案は申請のとおり意見決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、本案は申請のとおり意見決定することに決定いたしました。

審議が終了しましたので、2番、沖野谷委員の入室を許可いたします。

（沖野谷秀雄委員 復席）

○議長（加納 昭君） ただいま2番、沖野谷委員が着席しましたので審議を続けます。

続きまして、受理番号8番の審議についてでございますが、農業委員会等に関する法律第24条の議事参与の制限規定に、私加納が該当しますので、ここで議長を交代いたしますが、本日、吉岡職務代理者が欠席していますので、農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定により、会長不在のときは委員が互選した者がその職務を代理するとありますので、議案第5号、受理番号8番の審議に対する議長の職務を代理する者を互選により決めたいと思います。

どのような方法で選出したらよろしいか、お諮りいたします。

○3番（飯塚幸一君） 3番、飯塚です。

会長の指名でよろしいかと思えます。

○議長（加納 昭君） ただいま3番、飯塚委員より私の指名でとの意見がありました、

それで異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） 異議なしという発言がありましたが、ほかにごございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） ほかにないということですので、全員異議なしと認め、私より指名させていただきます。

議案第5号、受理番号8番の審議に対する議長の職務を代理する者を22番、秋本委員を指名いたします。

異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） 全員異議なしと認め、ここで議長を秋本委員と交代いたします。

〔会長、臨時会長代理と議長を交代〕

○臨時会長代理（秋本精一君） では、議長を務めさせていただきます。

受理番号8番の審議でございますが、農業委員会等に関する法律第24条の議事参与の制限規定に24番、加納会長が該当いたしますので、ここで24番、加納会長の退室を求めます。

（加納 昭委員 退席）

○臨時会長代理（秋本精一君） それでは、ただいま24番、加納会長が退室いたしましたので、審議を始めます。

事務局長、説明をお願いします。

内田事務局長。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） 13ページをお開き願います。

受理番号8番、結佐字逆川ほか2地区、田7筆、計6,809平方メートルについてでございますが、新規設定で利用目的、稲、期間3年、小作料、10アール当たり玄米2.5俵でございます。設定を受ける者は認定農業者で、経営面積は1,725アール、作業従事日数は250日でございます。

以上、受理番号8番の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○臨時会長代理（秋本精一君） ありがとうございます。

それでは、これより質疑を認めます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時会長代理（秋本精一君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより受理番号8番の稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）について採決いたします。

本案は申請のとおり意見決定することに賛成の委員の挙手を願います。



〔賛成者挙手〕

○臨時会長代理（秋本精一君） 賛成多数と認めます。

よって、申請のとおり意見決定いたします。

審議が終了いたしましたので、24番、加納会長の入室を許可いたします。

（加納 昭委員 復席）

○臨時会長代理（秋本精一君） ただいま24番、加納会長が着席いたしましたので、ここで加納会長と議長を交代いたします。

〔臨時会長代理、会長と議長を交代〕

---

○議長（加納 昭君） それでは、以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

慎重審議をいただきまして、ありがとうございました。

皆さんにお諮りいたします。

本定例会中の議案等にかかわる字句、数字その他の整理を要する件については、その整理を議長に一任することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） それでは、異議なしと認めます。

これをもちまして、平成22年6月の稲敷市農業委員会総会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

午後 3時52分閉会

稲敷市農業委員会規則第12条の規定により署名する

議 長 加 納 昭 ㊟

30番 委員 黒 田 久良之進 ㊟

1番 委員 井戸賀 吉 男 ㊟